

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 3 5 回議事録

令和 8 年（2 0 2 6 年）4 月 2 0 日開催

第535回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和8年（2026年）4月20日（月）午前9時30分から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

（出席委員）橋本孝 西川幸一 廣田義治 木村武志 佐小田眞智子 八塚夏樹

（欠席委員）吉本勢治 浜口多美雄 藤森隆美 小森田智大

（熊本県漁連）平山祐輔

（熊本県天草広域本部水産課）主幹 宗達郎

（熊本県漁業取締事務所）所長 松本聖治 技師 桑崎大樹 技師 堀切匠

（水産振興課）漁場管理班 課長補佐 松尾竜生

（事務局）事務局長（審議員） 石動谷篤嗣 主幹 宮崎孝弘 主幹 堀田英一

参事 徳留剛彦 技師 寺嶋卓海 技師 神鷹紀人

議 事

（1）議題

第1号議案

熊本県有明海区漁場計画変更案について

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第535回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中6名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第535回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

ただいまから第535回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は佐小田委員と八塚委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「熊本県有明海区漁場計画変更案について」、水

産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課の宮崎です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。今回、令和8年（2026年）9月1日付けで、新たに区画漁業権を設定するための熊本県有明海区漁場計画変更案について、諮問させていただきます。

現在の漁業権は、令和5年5月に海区漁場計画を策定し、当該計画に基づき令和5年9月1日付けで免許しております。

また、海区漁場計画は、5年または10年を区切りとして行う漁業権免許切替の際に、作成することとなります。この間に新たに漁業権を設定する場合は、海区漁場計画の変更を行う必要があります。今回短期免許を行うため、区画漁業権1件について諮問するものです。なお、本県には特別養殖承認制度があります。これは、事業化の見込みを確認するため、県漁業調整規則に基づき試験養殖を行うものですが、今回事業化の見込みが確実となった1件の漁場について、区画漁業権を免許することを考えています。

ここで、漁業権制度や海区漁場計画について、水産庁作成の資料を用いて、簡単に説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。

まず、漁業権についてですが、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において、排他的に特定の漁業を営む権利になり、大きく分けて、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権に大別され、存続期間は10年もしくは、5年となっています。

今回、諮問させていただくのは、区画漁業権ですが、存続期間は次回第16次漁業権切替漁場計画まで、令和10年8月31日までの2年間としています。

資料の2ページをお願いします。次に免許までのプロセスになります。

枠囲みの1ポツ目、海区漁場計画は、都道府県知事は、水面についての総合利用を推進し、漁業生産力を発展させる観点から作成します。資料左側に漁業権免許までの手続を記載しております。県は関係者の要望や漁場条件の調査を経て海区漁場計画案を作成しますが、資料右側ガイドラインの1ポツ目にあるとおり、予め利害関係人の意見聴取を行う必要があります。その後、海区漁業調整委員会への諮問・答申後、海区漁場計画の公示を行い、免許申請、委員会諮問・答申を経て免許といった流れになります。資料3ページの1をお願いします。今回、本県では、新たに区画漁業権を設定するために、令和5年（2023年）に策定した第15次漁業権切替漁場計画を変更して短期免許を行うものです。

次に2で今回の漁業権免許に係るスケジュールについて説明します。まず、地元の要望や協議を経て、1月に漁場計画策定願が提出され、3

月に利害関係人への意見聴取を県ホームページ上で行いましたが、意見はありませんでした。また、関係行政機関との協議も実施しています。

本日、4月20日に海区漁場計画変更案を委員会に諮問させていただきました。委員会からの答申を受けた後、県では5月下旬に海区漁場計画の変更及び公示を行う予定です。その後、県では6月から8月に免許申請受付、とりまとめを行い、再び委員会への諮問・答申を経て、9月1日付けで区画漁業権の免許を行うこととしています。

次に4ページにより漁場計画の具体について説明します。

今回、熊本県有明海区では新規1件の漁場計画策定願いが出されております。これは玉名市滑石地先における、かき支柱式養殖で特別養殖からの移行となります。この1件は、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力の発展に寄与すること、また、漁場を管理する関係漁協の同意も得られていることから、漁場計画を変更し新たに区画漁業権を設定する要件を満たしていると判断したため、当委員会にお諮りさせていただきます。5ページ以降が「熊本県有明海区漁場計画の変更案」となります。6ページをご覧ください。内容は、熊本県有明海区漁場計画について、第15次漁業権切替漁場計画令和5年熊本県告示第466号の改正になります。改正内容のポイントとしては、1漁業種類、1漁場について、新たにかき支柱式養殖を追加するものです。

また、免許予定日は、令和8年9月1日、免許の存続期間は、令和8年9月1日から令和10年8月31日までとしております。なお7ページ以降は位置図となります。

併せて、今回の漁場計画変更の公示掲載に際して、文言等の軽微な修正については、県に御一任いただければと思います。このことを含め、今回の海区漁場計画の変更について、お諮りしたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議の程宜しくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

木村委員

はい。

議長

どうぞ。

木村委員

かき養殖をされるということですが、こういった方がされますでしょうか。

水産振興課

水産振興課でございます。漁協が自営でされるということで漁場計画策定願いが提出されております。漁協が自営でされるということですの

で、その組合員がされることになります。

木村委員

組合自営といいますと、荒尾漁協もされていますし、三角町漁協も経営されています。そういう現在されているところの状況としては良好な状況で推移しているということによろしいでしょうか。

議長

水産振興課どうぞ。

水産振興課

水産振興課でございます。荒尾漁協に関しては販売を開始されていますし。三角町漁協もかなり好調ということでこの後の委員会にお諮りするんですけど、漁場を拡大したいという要望が出ておりますので、かき養殖業としてはある程度目途がたっているという風に考えております。

議長

いいでしょうか。

木村委員

はい。

議長

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、委員会として特に意見はないようですが、水産振興課の説明にあったとおり、本議案の諮問に対して、当委員会として意見を述べるためには、公聴会を開催する必要があります。事務局から今後の開催日程について、説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。

公聴会について、御説明いたします。

漁業法第64条第5項におきまして、「海区漁業調整委員会は漁場計画について意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されていますので、公聴会を開催する必要があります。

さきほどの資料で5月上旬としておりました公聴会の日程につきましては、現在公聴会の公示を4月21日（火）の県公報で予定しており、県公報発行日から1週間以上の公示期間を設ける必要がございます。

ついては、5月8日（金）午前10時00分から、県庁行政棟本館8階 801会議室にて、開催を提案させていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長

意見はありますか。

委員

ありません。

議長

それでは、特に意見はないようですので、事務局の提案のとおり、5月8日金曜日の午前10時から県庁行政棟本館8階の801会議室で公聴会を開催することとしてよろしいですか。

委員

はい。

議長

特に意見はないようですので、5月8日金曜日午前10時から公聴会を開催することに決定します。

それでは、事務局より公聴会の公示案を説明してください。

事務局

事務局でございます。

資料の10ページをご覧ください。

事務局案を読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、熊本県有明海区における漁場計画の変更に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

令和8年(2026年) 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋 本 孝

1 開催日時 令和8年(2026年)5月8日(金)午前10時00分から

2 開催場所 熊本県庁行政棟本館8階801会議室(熊本市中央区水前六丁目18-1)

3 熊本県有明海区漁場計画の変更(案)

下記を除く漁場計画については、令和5年5月30日熊本県告示第466号の内容から変更がないため記載を省略する。なお、別添として、漁場図を添付する。

また、漁場計画の変更(案)は、当委員会事務局(熊本県庁水産振興課内)において閲覧に供する。

4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を令和8年(2026年)5月7日(木)午後5時15分までに当委員会事務局へ提出してください。

なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする

者は、代理人であることを証明する書面を持参してください。

「記」以下につきましては、先ほどお示した漁場計画案と同じ内容となっておりますので、割愛させていただきます。なお、文言等の軽微な修正については、事務局に一任いただき、こちらの内容で県公報に登載させていただければと考えております。

また、重ねてのご説明になりますが、公聴会終了後に、引き続き、第536回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催し、公聴会の結果も踏まえて、県知事からの諮問に対する答申内容をご審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局より公聴会の公示案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

木村委員

よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

木村委員

今回新規で出される、有区第83号については、有共第6号共同漁業権漁場内に出されるということでよろしいでしょうか。

事務局

事務局でございます。ご指摘のとおりでございます。

木村委員

現在の有共第6号共同漁業権漁場内の利用状況はいかがでしょうか。

事務局

事務局でございます。有共第6号共同漁業権漁場は滑石漁協の地先であります。あさがかなり立っておりまして、あさりの漁獲が行われているところ。今回の新規のかき養殖の沖ではのり養殖業も行われておりますので、漁場としては有効に活用されている状況であります。

木村委員

事前に利害関係人の意見聴取で意見もなかったということで、地元の同意も得られていると捉えているということでよろしいでしょうか。

事務局

はい。

木村委員

ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、特にないようですので、案のとおり公示することとします。事務局においては、速やかに公示の手続きを進めてください。

また、委員の皆様には、公聴会及び次回の委員会で御審議いただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

木村委員

はい。

議長

木村委員。

木村委員

本日、漁業者代表が3名欠席ということでありますので、事務局としては今度の公聴会までに、こちらの3名に今回の委員会の内容を説明いただき公聴会に出席されるようにお願いします。

議長

いいですか事務局。

事務局

はい。

議長

事務局はありませんか。

事務局

特にありません。

議長

他になければ、これで第535回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。